

あっせん状況について

平成 14 年 10 月
日本証券業協会

平成 14 年 7 月から同年 9 月までの間に、あっせん委員により和解が成立した事案 10 件の状況は次のとおりである。なお、同期間中におけるあっせんの不調打ち切り事案は 28 件で、また、同期間中におけるあっせん申立件数は 35 件であった。

地区名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛 争 の 概 要 (申立人の主張及び被申立人の主張)	申 立 人 の 請 求 額	紛 争 解 決 の 状 況
東京	平 14.4	個人 (70 歳)	証券会社	< 申立人の主張 > 信用建玉が株式分割された際、分割による新株を取得したいという申立人の意向にも拘らず、扱者は事前に確認しないで無断で権利放棄処理 (権利売却) した。 < 被申立人の主張 > 権利落ち後は、現物株の場合は新株を取得すること、信用建株の場合は買値が調整されること等を説明したところ、申立人から現物での買い注文があったことから、株式分割について理解を得ていたと考える。	約 89 万円	平成 14 年 8 月、あっせん委員は、信用建玉の権利に関する説明は断片的で不十分であったが、その後の株価の高騰を加味して問題解決することはできないとして、双方に互譲を求めた結果、7 万円を申立人に支払うことで和解成立
東京	平 14.6	個人 (80 歳)	証券会社	< 申立人の主張 > 扱者から、投信であることや買付数量を知らされず「大丈夫」と勧められ買い付けた投信が、知らないうちに別の投信に乗り換えられていた。また、別の扱者との取引において、分からないものばかりになり不安になって扱者に聞くと「大丈夫だから」とのことで数量も金額も知らされないのが常になった。その後、投信を解約したら大きな損失となった。 < 被申立人の主張 > 全ての取引について申立人に十分な説明を行っており、説明義務違反等の不正な投資勧誘の事実はない。	約 800 万円	平成 14 年 8 月、あっせん委員は、被申立人にとっては、リスクを十分に説明しなかったため申立人が保有資産の大部分を 1 銘柄に集中投資したと考えられること、大幅な評価損の状況を十分に説明しなかったこと、また、申立人にとっては長期間に亘り取引を容認する姿勢だったことから、双方に互譲を求めた結果、135 万円を申立人に支払うことで和解成立